



2019年5月20日

各 位

上場会社名 LCホールディングス株式会社  
代表者 代表取締役社長 金子 修  
(JASDAQ・コード 8938)  
問合せ先 取締役管理部部長 福島 満則  
(TEL 03-5545-8101)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第27回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 定款変更の目的

- 1) 病院関連事業という新分野での企業ブランドとして、当社の商号を「グローム・ホールディングス株式会社」に変更するため、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。
- 2) 当社事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2019年6月27日
(1)の定款変更の効力発生日（予定）	2019年10月1日
(2)の定款変更の効力発生日（予定）	2019年6月27日

以上

(別紙)「定款変更の内容」

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、LCホールディングス株式会社 と称し、英文ではLC Holdings, Inc.と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>グローム・ホールディングス</u> 株式会社と称し、英文では <u>GLOME Holdings, Inc.</u> と 表示する
(目的) 第2条 (条文省略)	(目的) 第2条 (条文省略)
1～63(条文省略)	1～63(現行どおり)
(新設)	64 <u>旅行業</u>
(新設)	65 <u>旅行業者代理業</u>
(新設)	66 <u>旅行サービス手配業務</u>
(新設)	67 <u>旅行、観光及び文化に関するセミナーの開催</u>
(新設)	68 <u>医療、健康診断に関するコーディネイトサー ビス</u>
(新設)	69 <u>旅行、観光及び文化に関するイベントの企画 及び開催</u>
(新設)	70 <u>ウェブサイトの運営及び開発</u>
(新設)	71 <u>各種広告及び宣伝に関する業務</u>
(新設)	72 <u>乗車券及びクーポン券並びに映画演劇催物等 の入場券の受託販売</u>
(新設)	73 <u>商品券、プリペイドカードの発行及び販売な らびにそれらの取次事業</u>
(新設)	74 <u>通訳及び翻訳業</u>
(新設)	75 <u>旅行用品、医療機器、健康器具、福祉器具等 の販売、レンタル、リース及び輸出入</u>
(新設)	76 <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する 業務</u>
(新設)	77 <u>両替業及び金銭貸付業</u>
(新設)	78 <u>前各号に係るコンサルティング業務</u>
(新設)	79 <u>一般土木建築工事</u>
(新設)	80 <u>産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬・処理処 分の受託、仲立、取次及びコンサルティング業務</u>
(新設)	81 <u>電力の売買事業に係る代理及び取次業</u>
(新設)	82 <u>節電及び経費査右舷に関するコンサルティン グ業</u>
(新設)	83 <u>在宅医療、在宅介護、訪問看護その他地域包 括ケア関連支援に関する業務</u>
(新設)	84 <u>在宅医療、在宅介護、訪問看護に関する相 談・仲介・助言・指導・情報提供</u>
(新設)	85 <u>介護保険法に基づく保険医療・福祉サービ スを提供する事業者への事業に関する情報の提供</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>64 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p><u>86 医療、介護、看護、リハビリステーションの実施に関わる拠点の運営・整備に関する相談・仲介・助言・指導・情報提供</u></p> <p><u>87 介護保険法に基づく居宅サービス事業</u></p> <p><u>88 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u></p> <p><u>89 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u></p> <p><u>90 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u></p> <p><u>91 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</u></p> <p><u>92 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業</u></p> <p><u>93 健康器具、健康食品又は栄養補助食品の販売に関する相談・仲介・助言・指導・情報の提供</u></p> <p><u>94 医薬品・医療品及びその他の商品の輸送及び配達</u></p> <p><u>95 医療廃棄物及び特別廃棄物の輸送</u></p> <p><u>96 コンピュータを利用した地域包括ケア関連情報のIT化に関する支援及び指導</u></p> <p><u>97 コンピュータによる医療分野の情報処理に関する情報の提供及び助言</u></p> <p><u>98 外注業務に関する契約の仲介</u></p> <p><u>99 (現行どおり)</u></p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>当社は、第27回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p>	<p><u>当社は、第27回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 第1条（商号）および第2条（目的）の変更は、2019年10月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本項は、上記の効力発生後、自動的に削除されるものとする。</u></p>